

電子帳簿保存法の 対策ポイント

2022年

10月7日(金)

14:00~16:00

受講料

無料

2023年までに義務化対応準備を!

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の2022年1月から2年間の猶予期間が設けられ、2024年1月より“完全”義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、中小・小規模事業者の皆様はインボイス対応などにも関連して事業環境変化の影響を受けることとなり、しっかりとした対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します

今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します!



講座内容

◆電子帳簿保存法の概要

- ・電子データ保存のメリットとデメリット
- ・改正のポイント
- ・電子帳簿保存法とインボイス制度の関係

◆電子帳簿保存法の3つの区分について

- ①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引

◆ケース別での対応策

【講師紹介】

公認会計士 コンサルタント

川口 宏之 (かわぐち ひろゆき) 氏



2000年より国内大手監査法人である監査法人トーマツにて、会計監査業務を担当。その後、証券会社、ITベンチャー企業の取締役兼CFOを経て、独立系の会計・税務の総合コンサルティングファームにて、コンサルティング活動と講師活動を開始。中小・零細企業から大企業まで、様々な会社の会計・税務のコンサルティング業務を行うとともに、全国各地で会計・税務関連のセミナー・講演活動を行う。

場所 姫路商工会議所 本館7階 701ホール

対象 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

定員 30名(先着順)

申込方法 ※インターネットでお申込みいただくとスムーズです。

- ① インターネット(HP申込フォームよりお申し込みください。)
- ② FAX・郵送(下記申込書に必要事項をご記入の上、送付ください。)

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、やむを得ず変更・中止する場合があります。変更・中止等のご連絡は、原則FAX・メールにて行います。

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 参加者は全員マスクの着用をお願いいたします。
- 会場受付にて検温を実施させていただきます。
- 受付にアルコール消毒液を設置しておりますので、着席前に消毒をお願いいたします。
- 会場内は定期的に換気を行います。
- ソーシャルディスタンスに配慮した配席とし、会場内の密集を低減いたします。

10/7(金)「電子帳簿保存法の対策ポイント」参加申込書

姫路商工会議所 中小企業相談所 企業支援担当 行

FAX.079-222-6005

※FAXは切らずにそのまま送信してください。

事業所名			
所在地	〒	-	
	TEL	()	-
	FAX	()	-
参加者名	①	②	
E-Mail	①	②	

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。

申込・問合せ

姫路商工会議所 中小企業相談所 企業支援担当 〒670-8505 姫路市下寺町43

TEL:079-223-6557 FAX:079-222-6005 URL:https://www.himeji-cci.or.jp/

姫路商工会議所

